

令和2年度 新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和2年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和2年度新居浜市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(3) 建設改良事業	3,271,120 千円	225,000 千円	3,496,120 千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 下水道事業収益	4,050,833 千円	9,997 千円	4,060,830 千円	
第2項 営業外収益	1,204,899 千円	9,997 千円	1,214,896 千円	

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,432,992千円は、過年度分損益勘定留保資金95,918千円、当年度分損益勘定留保資金1,150,532千円、減債積立金10,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額176,542千円で補填するものとする。)を、(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,452,692千円は、過年度分損益勘定留保資金183,265千円、当年度分損益勘定留保資金982,888千円、減債積立金100,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額186,539千円で補填するものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的収入	4,036,050 千円	205,300 千円	4,241,350 千円	
第1項 企業債	2,163,550 千円	90,300 千円	2,253,850 千円	
第5項 国庫補助金	1,049,100 千円	115,000 千円	1,164,100 千円	

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	5,469,042 千円	225,000 千円	5,694,042 千円
第1項 建設改良費	3,271,120 千円	225,000 千円	3,496,120 千円

(継続費の補正)

第5条 継続費を次のとおり補正する。

変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額(千円)	年度	年割額(千円)	総額(千円)	年度	年割額(千円)
資本的支出	建設改良費	雨水ポンプ場改築事業	347,000	元	219,000	347,000	元	219,000
				2	128,000		2	128,000
							3	0
				計	347,000		計	347,000

追加

款	項	事業名	総額(千円)	年度	年割額(千円)
資本的支出	建設改良費	下水処理場改築事業(その2)	464,000	2	50,000
				3	224,000
				4	190,000
				計	464,000

(企業債の補正)

第6条 予算第7条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり変更する。

補正前				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 2,163,550	(1)借入先 政府その他 (2)借入方法 普通貸借又は証券発行 (3)借入時期 令和2年度 ただし、事業又は財政並びに融資機関の都合により起債前借り又は翌年度に繰越し借入れすることができる。	年4.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、必要に応じ据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

補正後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 2,253,850	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和3年2月22日提出

新居浜市長 石川 勝行